

**選挙運動の公費負担（燃料供給）  
の支出に関する措置請求監査結果**

（平成 19 年 12 月）

**練馬区監査委員**

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

### 2 請求書の提出

平成 19 年 10 月 12 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区長・本件財務会計責任者に関する措置請求書」による主張事実の要旨および措置請求の内容は、つぎのとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 平成 19 年 4 月に行われた練馬区議会議員選挙における選挙運動用自動車の供給量（給油量）を情報公開請求に基づき調査したところ、「練馬区議会議員および練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（以下「条例」という。）第 4 条の規定に反して下記の内容で違法不当な支出であると思われる。

イ 候補者である B、C、D、E、F、G、H、I は、それぞれ総給油量 288.4、220.9、219.0、210.06、448、218.97、214.5、276.2 を給油していたが、中古の普通自動車でも 1 リットルの給油で最低でも 5 キロ以上走ると考えるのが常識である。しかも、「H」と「I」は軽自動車の為、普通自動車よりも燃費が良いはずである。

ウ しかし、本件ガソリン給油量は、一日の走行距離からすると、いずれの申請とも到底 1 台では消費しきれない給油量であり、違法・不当な水増しした給油量の申請を行い、その水増し申請に基づき公費負担を受けている。

#### (2) 措置請求

よって、練馬区長・本件財務会計責任者に関する措置請求として、本件候補者の水増し請求したガソリン代を返還させるよう求める。

### 4 要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「平成 19 年 4 月に行われた練馬区議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料供給に係る公費負担の支出（以下「本件」という。）に違法・不当な点があったか。」を監査対象事項とした。

### 2 監査対象課

練馬区予算事務規則第 26 条（昭和 59 年 4 月練馬区規則第 19 号）の規定によ

り支出命令の事務は、選挙管理委員会事務局長に委任されていることから、練馬区選挙管理委員会事務局を監査対象課とした。

### 3 関係人

(1) 本件請求に係る燃料供給公費負担の申請者であるB（請求人は「b」としているが、本件監査結果においては「B」と記載する。以下同様）、C、D、E（請求人は「e」としているが、監査においては「E」と記載する。以下同様）、F、G、H、I

(2) 上記(1)の候補者に係る選挙運動用自動車燃料供給契約の相手方。

ただし、燃料供給に係る公費負担申請の取下げに伴い財務会計上の行為が消滅した候補者の契約の相手方を除く。

(3) 上記(1)の候補者に係る選挙運動用自動車の車両賃貸借契約の相手方。

ただし、燃料供給に係る公費負担申請の取下げに伴い財務会計上の行為が消滅した候補者の契約の相手方を除く。

(4) 上記(1)の候補者に係る選挙用自動車に関する届出を行った警察署。

ただし、燃料供給に係る公費負担申請の取下げに伴い財務会計上の行為が消滅した候補者に関する資料を除く。

### 4 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、本件について事情聴取を行った。

### 5 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人に対し本件措置請求に対する見解等について、文書による調査（照会）を行った。

### 6 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 11 月 9 日に証拠の提出および陳述の機会を設けたが、陳述は行われなかった。

## 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認めるとはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象部課、関係人等に対する調査の結果および判断の理由を述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 条例について

条例第 1 条の規定によると「公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項および第 143 条第 15 項の規定に基づき、練馬区議会議員および練馬区長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第 142 条第 1 項第 6 号の

ピラ(練馬区長の選挙の場合に限る。以下「ピラ」という。)の作成および法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。」とされている。

条例第 4 条の規定において自動車の使用の公費負担額および支払手続について、「区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、つぎの各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。」とされ、同条第 2 号の規定において、「当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 つぎに掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額」と定められ、同条同号口の規定において、「当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項または第 8 項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。」と定められている。

## (2) 公費負担に係る手続について

ア この公費負担の手続の細目については、条例第 4 条第 2 号口の規定に基づき、練馬区選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が練馬区選挙執行規程(平成 12 年 3 月 13 日練馬区選挙管理委員会告示第 10 号。以下「規程」という。)を定めており、候補者と契約業者との間で交わされた選挙運動用の自動車の使用等の有償契約について、条例で定められた金額の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、区が各契約業者等に直接その費用を支払うという仕組みとなっている。具体的には、規程第 18 章のほか「平成 19 年 4 月 22 日執行区議会議員選挙区長選挙公費負担の手引」に定められており、要約するとつぎのとおりである。

### (ア) 契約の届出

この制度の適用を受けようとする候補者は、契約業者等と契約を締結した場合には、選挙管理委員会にその旨を届けること。

また、届出に際しては、契約書等の写しの添付を行うことされている。

- (イ) 「自動車燃料代確認申請書」の提出と「自動車燃料代確認書（以下「確認書」という。）の交付（確認書は業者等が区に請求するときに添付する。）

契約の届出をしたのち、自動車燃料代金については、選挙管理委員会において、公費負担の対象となるか否かの確認を行うため、候補者から確認申請の提出を受け、その内容を確認し、確認書を交付することとなっている。

- (ウ) 「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（以下「証明書（燃料）」という。）の交付（証明書（燃料）は業者等が区に請求するときに添付する。）

候補者が自動車の使用により公費負担を行うときは、定められた様式による証明書（燃料）を作成し、契約業者等に交付する。

- (I) 費用の請求

手続が完了したのものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないことを確認した後、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（以下「請求書」という。）により、選挙管理委員会へ提出する。その際、候補者からすでに受領した確認書および請求書（燃料）を添付する。

- (オ) 費用の支払

請求書等について会計処理に関する規程に従って処理され、口座振替により支払を行う。

という上記記載の手続が行われるが、これらの公費負担に係る契約の届出、確認申請に係る処理、証明書の交付、請求（必要な添付書類を含む。）等の手続については、規程に従って行われていた。

#### イ 支出事務の手続

公費負担の支出事務については、練馬区会計事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 3 号）に則って適正に行われていた。

- (3) 公費負担に係る給油量および支出額について

選挙管理委員会に提出された証明書（燃料）および請求書に基づく給油量および請求額は、以下のとおりである。なお、燃料代の請求については、起案決定されたのち、請求額と同額が支出されている。

B	39,799 円	給油量 288.4
C	32,030 円	給油量 220.9
D	31,733 円	給油量 219.0
E	33,399 円	給油量 210.06
F	51,450 円	給油量 448
G	29,889 円	給油量 218.97

H	29,601 円	給油量 214.5
I	40,021 円	給油量 276.2

(4) 公費負担の返還について

Iからは平成 19 年 10 月 17 日付けで、F、G、Hからは平成 19 年 10 月 18 日付けで、練馬区選挙管理委員会委員長および練馬区長あて選挙運動用自動車の使用に関する公費負担関係書類のうち燃料代に係る部分についての申請を取下げの申し出があった。

その内容は、当該候補者と燃料供給業者との間で締結されていた燃料供給契約が破棄され、通常の購入契約としてその代金を契約業者に対して支払ったことにより、練馬区から契約業者へ支出された燃料代については、練馬区に支払の義務がなくなったので、契約業者から戻入するというものである。

なお、練馬区から契約業者へ支出された燃料代については、平成 19 年 10 月 23 日から 26 日までの間に、契約業者から歳出戻入されている。

2 監査対象課の見解

(1) 公費負担制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営制度のひとつとして導入されたもので、供託物が没収されない候補者に限り、選挙運動に係る経費の一定のものについて、候補者が業者と有償契約を締結しこの契約に基づく対価を業者が選挙管理委員会へ請求し、区が当該業者へ直接支払うものである。

(2) 練馬区においては、平成 4 年の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）の改正により、公選法第 141 条第 8 項および第 143 条第 15 項の規定に「市の議会の議員の選挙または長の選挙については、市は条例で定めるところにより公職の候補者の自動車の使用およびポスターの作成について無料とすることができる。」と明記されたことに伴い、平成 6 年 7 月に条例が制定され、平成 7 年の同選挙からこの制度が実施されてきた。

(3) このうち、選挙運動用自動車の使用に係る燃料代の公費負担については、条例第 4 条（2）ロの規定に基づき、7,350 円に立候補届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じた金額に達するまでとして、上限額を定めている。

地方選挙における公費負担の限度額およびその算出方法は、国政選挙における限度額の算定方法により算出した額を上限とし、当該地方公共団体の実情を総合的に勘案して定めることとされており、本区においては燃料供給について、他区市と同様国政選挙の限度額と同額を設定している。

(4) 条例は、公選法および同法施行令に基づき公費負担の限度額を定めるにとどまらず、同法施行規則に準じて定めた規程により一連の手続の書式等の詳細を定め、請求・支払いを含めた公費負担手続が適正に行われることを確保している。

すなわち、

ア 条例に基づき選挙運動用自動車の燃料代の公費負担を受けようとする候補者は、条例第3条の規定に基づき供給業者との間に有償契約を締結した場合には、直ちに、当該契約に関する書面の写しを添えて選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

イ 燃料の限度額の確認については、規程第85条および第86条の規定に基づき候補者から提出された確認申請書により、選挙管理委員会が確認したものに限りとしている。選挙管理委員会から確認書の交付を受けた候補者は、これを契約業者に提出することとしている。

ウ 燃料の供給を受けたことの証明として、候補者は、規程第87条の規定に基づき、燃料供給年月日、供給量、契約単価等を記載した証明書（燃料）を契約業者に提出しなければならないこととされている。

エ 契約業者は燃料代を請求するにあたって、規程第88条の規定に基づき請求書に上記の証明書（燃料）および確認書を添えて提出しなければならないとされている。

- (5) 本件支出は、従来どおり、これらの諸規定に基づき候補者およびその契約業者から提出された請求書類を厳正に審査したものである。

今回の措置請求においては当初8名の候補者が対象となっていたが、このうち4名については公費負担制度の利用を辞退する旨の申出があり、区が支出した公費負担額について全額返納処理された。このため、残り4名の候補者について、改めて本人から説明を聴くとともに、直接燃料供給業者の責任者から事情を聴取し、契約書記載の選挙運動用自動車のみへの給油であったこと、各日の供給量は請求書に添付された請求内訳書記載のとおりであり、正当な請求であることを確認した。

- (6) 請求人は、「1日の走行距離からすると、・・・1台では消費しきれない給油量」であると主張し、その前提として「中古の普通自動車でも1の給油で、最低でも5km以上走ると考えるのが常識である」としている。

しかし、車両の種類や年式、積載する看板やスピーカー・バッテリー等の重量、乗車人員の多寡等の諸要因によって燃費効率はさらに低くなることが推測される。

すなわち、選挙運動用自動車には、看板やスピーカー、バッテリーなどの重量物を常時積載し、走行するときには多くの運動員が乗車する。また、走行にあたっては、大通りを一般車両並みの速度で通行することよりも、地元地域を中心に路地の隅々までゆっくりとした速度で運行する。

また、候補者からの説明によれば、走行していなくてもエンジンをかけたまま停車している場合も多々あること、選挙運動期間中の4月の中・下旬の

時季において窓を開けたままの走行のために車内ではエアコンや暖房をかける必要があったとのことである。

これらのことから判断すると、請求人主張の1あたり5km以上走るとする燃費効率は、必ずしも当てはまるものではないものとする。

(7) 車上で連呼行為のできるのは午前8時から午後8時までであるが、この時間帯以外においても自動車を走行させること自体は認められているため、事務所からの往路、事務所への帰路に限らず走行していること、計画的に区内全域を万遍なく巡回することを選挙運動の方針としていた候補者もあり、1日当たりの走行距離は一律には論じ得ないものであるが増加要因となることが推定できる。

(8) これらのことから、請求内訳書記載の燃料供給量は、選挙運動用自動車の燃料消費量として妥当な範囲内のものであると考える。以上のことから、本件支出は適法なものであると考える。

との説明があった。

### 3 関係人調査の結果

#### (1) 選挙用自動車に係る資料について

選挙用自動車に係る警察への届出等について平成19年10月30日付けで所管の警察署へ照会を行い、その結果、当該候補者が選挙用自動車として使用した自動車が特定された。

#### (2) 燃料供給量等について

平成19年10月31日付けで燃料供給契約業者に対して、選挙用自動車燃料供給契約による車両のみに燃料を供給したか。自動車燃料の給油日と給油量の2点について照会を行なった。

その回答によれば、選挙用自動車燃料供給契約による当該車両に対しての燃料給油量は、以下のとおりである。

#### ア B

4月15日	給油量	42.3	リットル
4月16日	給油量	38.5	リットル
4月17日	給油量	39.7	リットル
4月18日	給油量	44.6	リットル
4月19日	給油量	39.2	リットル
4月20日	給油量	40.8	リットル
4月21日	給油量	43.3	リットル
	合計給油量	288.4	リットル

#### イ C

4月15日	給油量	26.8	リットル
-------	-----	------	------



4月16日	給油量	61.5	リットル
4月18日	給油量	42.1	リットル
4月19日	給油量	28.0	リットル
4月20日	給油量	20.7	リットル
4月21日	給油量	41.8	リットル
	合計給油量	220.9	リットル

ウ D

4月15日	給油量	32.3	リットル
4月16日	給油量	29.5	リットル
4月17日	給油量	30.8	リットル
4月18日	給油量	31.5	リットル
4月19日	給油量	30.5	リットル
4月20日	給油量	31.6	リットル
4月21日	給油量	32.8	リットル
	合計給油量	219.0	リットル

エ E

4月16日	給油量	40.13	リットル
4月18日	給油量	37.10	リットル
4月19日	給油量	40.27	リットル
4月20日	給油量	69.06	リットル
4月21日	給油量	23.50	リットル
	合計給油量	210.06	リットル

(3) 自動車の走行距離について

平成19年10月31日付で車両賃貸借契約の契約業者等に対して、車両貸出時および車両返却時の走行距離について照会を行なった。その回答は、以下のとおりである。

ア B

貸出時 67,829km、返却時 68,803km であるとの回答があった。

イ C

抹消登録のため走行距離の確認ができない旨の回答があった。

ウ D

D氏と当社の車両賃貸借契約には、走行距離に関する項目はなく、金額と日数の契約なので走行距離に関してはチェックしていない旨の回答があった。

エ E

レンタカー業者ではなく、普段、記録を取り、残すことは行っていない

ため把握していない旨の回答があった。

(4) 候補者の見解

ア B

(ア) 選挙期間中における候補者の選挙運動は、候補者各々において千差万別であり、一様でないこと。そうした候補者各々の選挙運動の実態を把握もせず、憶測に基づき、一律的な観点から燃料消費に不正請求の疑いがあるという請求人の主張は認められないこと。

(イ) 選挙運動用自動車を用いて地域を隅々まで丁寧に巡回し、幹線道路のみならず地先の道路を含めて低速で走行するとともに、広場や街頭での演説時においては、当該自動車を停車した上、エンジンは稼働し続けて運動を行ったことにより、その分燃料を消費したものと理解していること。

(ウ) 選挙運動を行った地域は、区内においても顕著に土地の高低差があり、道路も狭隘であり、そのため低速での走行を余儀なくされたことにより、一般的な市街地の平地走行に比して燃料を多く消費したものと理解していること。

(エ) 当該自動車は、排気量 1,800cc のワゴン車で、選挙期間中ほぼ定員乗車していたこと、看板、スピーカー・アンプ等を積載して運行したことから、車両は積載限界に近い重量であったと推測され、その分燃料消費が高んだものと理解していること。

(オ) 雨天時や低温時には、エアコンを稼働して走行させていたことから燃料消費に加重があったものと理解していること。

(カ) 当該自動車は、選挙運動使用時において、すでに約 70,000 km 走行した車両であることから、同種他車に比して燃料効率が低かったものと理解していること。

(キ) 午前 8 時以前においてもマイクを使わない駅前あいさつ、午後 8 時以降もミニ集会や個人演説会を開催したところであり、その際、駅前あいさつ時には当該自動車のエンジンを稼働させ続けるとともに、夜の集会時にも移動や物品搬送に使用したこと。

(ク) 一般的に、運転する者の運転技術や運転方法により自動車の燃料消費量には相違が生じるものであること。

などの回答があった。

イ C

(ア) 使用した自動車は、排気量 2,000cc のステーションワゴンの中古車であり、その車両に、看板、拡声器、アンプ等を積載するので重量が重くなり燃費率もよくないと理解していること。

- (イ) 選挙期間中、選挙運動用自動車をフル稼働させ、街頭演説の際にもエンジンを停止せず常にエンジンを作動させていたこと。
- (ウ) 公選法で定められている選挙運動制限時間（8時から20時）外であっても個人演説会やミニ集会への会場移動にも選挙運動自動車を使用したため、その車両は夜遅くまで稼働させていたものであること。朝は常に満タンの状況で使用したいために1日に2回の給油を行った日もあること。
- (イ) 前述したような状況から、選挙運動用自動車の使用実態は、乗車人員、道路の渋滞、天候、低速走行、長時間使用など様々な状況により走行しているわけで、各候補者によりその運行、使用状況は一定していないこと。また、車両についても、総排気量、出力、重量も異なり、自動車を運転する者、運転の仕方も一様ではないこと。
- (オ) 以上の理由により、請求人の候補者一人ひとりの選挙運動の実態も把握せず、憶測に基づいた一律的な視点での「燃料消費に不正請求の疑いがある」という主張は認められないこと。  
などの回答があった。

#### ウ D

- (ア) 使用自動車は、排気量 2,000cc のステーションワゴンの中古車であり、その車両に、看板、拡声器、アンプ等の積載に加え、定員数満席のうえ低速運転にての走行と天候の状況で暖房をフルに運転させていたことを考慮すると燃費率もよくないと理解していること。
- (イ) 選挙期間中、選挙運動用自動車を区内中フル稼働させ、街頭演説およびそのための場所取りにおいてもエンジンを作動させていたこと。
- (ウ) 公選法で定められている選挙運動制限時間（8時から20時）外であっても朝の駅頭や個人演説会やミニ集会への会場移動にも選挙用自動車を使用したため、その車両は音を出さない状態でも8時から20時以外の時間帯も稼働させていたものであること。
- (イ) したがって、上記の理由により請求人は候補者一人ひとりの状況も把握せず、憶測に基づいた一律的な視点での「燃料消費に不正請求の疑いがある」という主張は認められないこと。  
などの回答があった。

#### エ E

- (ア) 選挙運動用自動車として届出をした車の使用方法は、各候補者によって様々であり一様でなく、公選法に定められた、街頭演説（車使用を含む）以外であっても、実際に車を走らせ、エンジンを作動していること。
- (イ) 具体的には、

- a 低速での移動（流しを含む）、道路の渋滞等
  - b 街頭演説中においても、エンジンを作動したままであること。
  - c 個人演説会、ミニ集会、朝晩の駅頭等の頻繁かつ広範囲な移動（8時～20時の運動制限はない）に使用
  - d 天候不順により、窓を開けながら暖房をフル使用しながらの走行。
  - e 選挙運動期間中の車は、候補者の乗車がない場合でも、フル稼働している。（ほとんどエンジンは作動している。16～17時間/日）
- (ウ) 上記のような状況を踏まえれば、一部の報道にあるような一日の走行距離数や1リッター当たりの燃費について、一般的な平均的数値が必ずしも相当するものとは言いがたいものであること。
- (I) 選挙運動期間中の使用（運転）方法、使用（運転）実態、乗車人員、天候や道路環境の状況などにより燃費も違ってくるはずであること。
- (オ) したがって、契約業者から請求された給油量は正当なものであり、申請した車以外に給油した事実はなく、純粹（正当）に活動した結果の給油量であること。
- (カ) 給油日の詳細については、以下のとおりであること。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| 4月16日（夜1回）     | 40.13リットル |
| 4月18日（朝1回）     | 37.10リットル |
| 4月19日（朝1回）     | 40.27リットル |
| 4月20日（朝1回・夜1回） | 69.06リットル |
| 4月21日（夜1回）     | 23.50リットル |
- などの回答があった。

オ F

- (ア) 燃料代として請求した金額が適正であることを証明し難いので、公費負担制度の利用を辞退したこと。
- (イ) 公費の返還を完了したこと。  
との回答があった。

カ G

- (ア) 燃料代として請求した金額が適正であることを証明し難いので、公費負担制度の利用を辞退したこと。
- (イ) 公費の返還を完了したこと。  
との回答があった。

キ H

- (ア) 燃料代として請求した金額が適正であることを証明し難いので、公費負担制度の利用を辞退したこと。
- (イ) 公費の返還を完了したこと。

との回答があった。

ク I

(ア) 調査の結果、選挙運動用自動車と一緒に来た連絡用自動車にも給油していたことや連絡用自動車も選挙運動用自動車との誤解があったことが確認できたこと。

(イ) 事務的ミスが生じたのは、請求内容をチェックする際に、選挙運動用自動車と連絡用自動車の給油代金が一括請求されていたことに気付かなかったこと。

との回答があった。

4 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課、関係人等への事情聴取、関係書類等の調査、文書照会等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

(1) まず、本件請求の対象となっている支出のうち、平成 19 年 10 月 17 日付けで I から、同月 18 日付けで F、G、H から練馬区選挙管理委員会委員長等に提出された選挙運動用自動車の使用に関する公費負担のうち燃料代に関する部分の取下げの申し出にかかる支出について判断する。

該当する支出は、以下のとおりである。

F	51,450 円
G	29,889 円
H	29,601 円
I	40,021 円

上記の燃料代に係る支出については、事実関係の確認(4)のとおり申請の取下げおよび歳出戻入が行われており、公費負担に係る区の支出は存在しないことから、請求人の主張には理由がなく、棄却するのが相当であると判断する。

(2) つぎに、棄却すべき請求を除く請求について判断する。

請求人は、本件に係る支出が「水増した給油量の申請を行い、違法・不当である。」と主張しているので、この点について判断する。

請求人は、水増した給油量について、「中古の普通自動車でも 1 リットルの給油で、最低でも 5 キロ以上走ると考えるのが常識」ということを前提として、「到底 1 台では消費しきれない給油量」としている。よって、監査対象となった候補者の使用する選挙運動用自動車の燃料使用量が、燃費からみて到底 1 台では消費しきれない給油量であるかについて判断する。

なお、この場合、給油量の計数は、「証明書(燃料)」に記載された燃料の給油量とする。

監査対象課の説明によれば、「残りの 4 名の候補者について、あらためて本

人から説明を聞くとともに、直接燃料供給業者の責任者から事情を聴取し、契約書記載の選挙運動用自動車のみへの給油であったこと、各日の供給量は請求書内訳のとおりであり、正当な請求であることを確認した。」としている。

さらに、燃料供給業者への関係人調査に対する回答においても、当該車両に供給したことおよび各候補者の給油量に間違いがないことが回答されていることから、これらの燃料供給量については、燃料請求に係る請求内訳書と一致している。よって、水増し請求した事実は確認できず、区が支出した公費負担額は適正であると判断できる。

なお、CおよびEの両人については、関係人調査の回答において、燃料タンクの標準容量を超えられると思われる一日当たりの給油量の多い日が1日あったことについて、1日に2回の給油があったと主張している。当該候補者において、選挙運動期間である平成19年4月15日から同月21日までの7日間に、それぞれ給油していない日があることを勘案すると、当該候補者の主張は十分に合理的であると判断できる。

つぎに、主張の前提である燃費について判断する。

請求人は、燃費について「1リットルの給油で、最低でも5キロ以上走る」と主張している。

一方、各候補者から選挙用自動車の運行状況について、車両の排気量の規模、車両への看板、拡声器、アンプ等の積載のほか選挙候補者、運転手のほか選挙運動員が定員満席に乗車することによる積載荷重の増加、選挙運動特有の低速での走行、天候状況による暖房の使用あるいは、街頭演説時のエンジンの稼働、公選法で定められている運動時間（午前8時から午後8時までの12時間）以外での容認されている運搬業務等での使用など具体的な使用状況の説明があった。

これらの事情は、選挙運動用自動車の燃料消費にかかわる事項として、それぞれ十分に合理的であると判断できる。

また、運転者の技術や運転方法、低速での走行という選挙活動特有の事情、選挙用設備の積載などによる車両重量の重さ、エアコンを稼働しての走行、車両の使用年数その他の要因などきわめて不特定な要素が大きく、個別の事情により具体的な燃料の消費量は異なるものと考えられる。

よって、燃費については、一律に論ずることはできないといえる。

なお、参考までに、1あたりの走行距離について、走行距離と燃料供給量が明確になっている候補者を例にして算出した場合、1あたりの走行距離は約3.37kmであり、一日当たりの平均給油量は、41.2であった。また、一日の平均走行距離は平均139.1kmであり、これは、約11.6km/時間の速度で12時間走行した距離に相当する。これらの数値を他の候補者と照らし合わ

せても、一日当たりの平均給油量は不合理とはいえないことが分かる。

(3) 最後に、公費負担に係る事務処理手続について判断する。

公費負担の交付にいたる手続および支出事務の手続については、現行の事務処理手続に沿って処理されており、手続上違法・不当な点は認められない。

以上により、燃料の使用量は、請求人の主張するような「水増した給油量の申請」による「中古の自動車でも1リットルの給油で、最低でも5キロ以上走ると考えるのが常識」ということを前提とした「到底1台では消費しきれない給油量」であるとはいえず、請求人の主張は認めることができない。したがって、選挙運動用自動車の燃料供給の公費負担に関する支出について違法・不当な支出であるとは認められず、区には返還請求権が生じないため、請求人の請求を棄却するのが相当であると判断する。

#### 第4 意見

今回の監査において、選挙管理委員会の事務処理手続が形式面における審査を主な内容としていることが明らかになった。

区民から疑念を抱かれないためにも、審査の過程で十分に状況の把握を行うことが重要である。また、通常、何らかの請求が行われる場合には、請求内訳について、請求書や納品書などの請求内容を裏付ける証憑が添えられることが一般的である。

こうした観点から、選挙管理委員会として実態的な審査をどのように行うかについての工夫が必要である。少なくとも候補者から出された燃料供給に関する書類について、必要に応じて事情を聴取し、適宜明細等の提示を求めるなど審査方法の見直しが必要であると思われるので検討されたい。